

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の あり方等に関する総合的なガイドライン

善通寺市教育委員会

- 本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、国及び県のガイドラインを踏まえつつ、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適切な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、休日部活動の地域移行に係る市の方針や地域クラブ活動を整備するため、及び合同部活動実施に必要な対応についてまとめたものである。

善通寺市においては、令和5年3月に香川県教育委員会によって定められた「香川県、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」【中学校版】に基づき、部活動に係る活動方針を以下のとおり定める。

1. 学校部活動の運営

- (1) 校長は、県教育委員会、市教育委員会の方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- (2) 部活動顧問は、東・西両校が協力し、共通理解のもと、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。

2. 指導

- (1) 基本的には、東・西両校の部活動顧問が協力し、共通理解のもと合同部活動を指導する。
- (2) 学校の設置者は、円滑に学校部活動を実施できるよう、部活動指導員等を任用し、学校に配置する。
- (3) 部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を配置するなどして、生徒にとって安全かつ効果的な活動ができる体制を構築するとともに、教員の負担軽減に努める。
- (4) 部活動顧問・部活動指導員・外部指導者は、技術的指導はもちろん、生徒の心身の健康面や望ましい人間関係、集団作り及び部活動のマネジメントなど、様々な面において配慮して指導する。

3. 活動時間及び休養日などの設定

- (1) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日及び長期休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 週当たり、平日は1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加などで活動した場合は、休養日を他の日(原則は他の週末)に振り替える。
- (3) 長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動ができるよう、一定程度の長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

4. 安全管理・事故防止

- (1) 学校部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事と同様に、生徒の安全に配慮しなければならない。
- (2) 校長は、日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応や AED の使用方法など、救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を確立しておかなければならない。

5. 保護者との連携

- (1) 学校部活動を充実させるためには、保護者の理解や協力を得ることが不可欠であるため、活動方針や年間の活動計画、毎月の活動計画や活動実績などを説明、配付することとする。